(2)福祉・介護職員処遇改善加算(特定加算も併せて計画する場合)

① 算定する処遇改善加算の区分	※ 別紙様士の このしかり		
② 処遇改善加算の算定対象月	※ 別紙様式2-2のとおり		
③ 令和 3 年度処遇改善加算の	見込額	46,365,288	円
④ 賃金改善の見込額(i-ii)	(右欄の額は③欄の額を上回ること)	62,380,856	円
i)処遇改善加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額(見込額) (経験・技能のある障害福祉人材(A)と他の障害福祉人材(B)の総額)		372,977,244	円
ii)前年度の賃金の総額(処遇改善加算等を取得し実施される賃金改善額及び独自の賃金改善額を除く)【基準額1】(ア)-(イ)-(ウ)-(エ)		310,596,388	円
「(ア)前年度の <u>経験・技能のある障害福祉人材(A)と他の障害福祉人材(B)</u> の賃金の総額		367,184,988	円
(イ)前年度の処遇改善加算の総額		42,496,972	円
(ウ)前年度の特定加算の総額 <u>(その他の職種(C)に支給された額を除く)</u>		12,526,717	円
(エ)前年度の各障害福祉サービス事業者等の独自の賃金改善額		1,564,911	円
⑤ 賃金改善実施期間 令和 3 年 4 月 ~ 令和 4 年 3 月			

【記入上の注意】

- ・④ i)の「処遇改善加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額(見込額)」及び④ ii)(ア)の「前年度の経験・技能のある障害福祉人材(A)と他の障害福祉人材(B)の賃金の総額」について、<u>処遇改善加算における賃金改善対象職種はこれまでと変更は無い</u>が、特定加算との兼ね合いにより<u>便宜的に「経験・技能のある障害福祉人材(A)」と「他の障害福祉人材(B)」の賃金同士で比較</u>するものとする。
- ・④ i)の「処遇改善加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額(見込額)」には、処遇改善加算による賃金改善を行った場合の法定福利費等の事業主負担の増加分を含めることができる。
- ・ ④ i)の「処遇改善加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額(見込額)」には、特定加算を取得し実施される賃金の改善見込み額を除いた額を記載すること。
- ・④ ii)(イ)の「前年度の処遇改善加算の総額」及び(ウ)の「前年度の特定加算の総額」は、都道府県国民健康保険団体連合会から通知される「福祉・介護職員処遇改善加算等総額のお知らせ」に基づき記載すること。ただし、特定加算の加算額については、その他の職種(C)に支給された額を除くこと。
- ④ ii)(エ)の「前年度の各障害福祉サービス事業者等の独自の賃金改善額」は、本計画書の提出年度における独自の賃金改善分(初めて処遇改善加算を取得した年度以降に新たに行ったものに限る。)をいう。(処遇改善加算等に係るものを除く。)本欄に記載した賃金改善については、「(4)ハ 障害福祉サービス事業者等の独自の賃金改善」欄に支給額、方法等の具体的な賃金改善の内容を記載すること。

(4)賃金改善を行う賃金項目及び方法

イ 福祉・介護職員処遇改善加算

賃金改善を行う給与の種類	☑ 基本給 ☑ 手当(新設) ☑ 手当(既存の増額) ☑ 賞与 ☑ その他			
	(当該事業所における賃金改善の内容の根拠となる規則・規程) □ 就業規則の見直し □ 賃金規程の見直し □ その他(「賃金改善に関する規定内容)			
具体的な取組 内容	定期昇給実施。処遇改善手当支給(月額22,000円) 業務手当支給(嘱託職員)及び業務手当の支給増額(常勤職員)			
	※上記の根拠規程のうち、賃金改善に関する部分を記載すること。 ※前年度に提出した計画書から変更がある場合には、変更箇所を下線とするなど明確にすること。 (上記取組の開始時期) 平成 24 年 4 月 (☑ 実施済 □ 予定)			
ロ福祉・介護	職員等特定処遇改善加算			
経験・技能の ある障害福祉 人材の考え方	有資格者及びサービス管理責任者業務従事者			
賃金改善を行 う職員の範囲	✓ (A)経験・技能のある障害福祉人材✓ (B)他の障害福祉人材✓ (C)その他の職種			
賃金改善を行 う給与の種類	☑ 基本給 ☑ 手当(新設) ☑ 手当(既存の増額) □ 賞与 ☑ その他			
	(当該事業所において賃金改善内容の根拠となる規則・規程) □ 就業規則の見直し □ 賃金規程の見直し □ その他() (賃金改善に関する規定内容)			
具体的な取組 内容	取組 投送の選及者手当として一時金を年度末支給 及び、基本給ベースアップ4,000円/月(改善済み) 資格手当支給3,000円/月(改善済み)			
	※上記の根拠規程のうち、賃金改善に関する部分を記載すること。 資格・手当等に含めて賃金改善を行う場合は、その旨を記載すること。 ※前年度に提出した計画書から変更がある場合には、変更箇所を <u>下線</u> とするなど明確にすること。			
oran (orange)	(上記取組の開始時期) 令和 1 年 10 月 (図 実施済 図 予定)			
ハ 各障害福	祉サービス事業者等による処遇改善加算、特定加算の配分を除く独自の賃金改善「(1)④ ji)(エ)」、「(2)④ ji)(エ)」又は「(3)⑤ ji)(エ)」の「前年度の各障害福祉サービス事業者等の独自の賃金改善額」に計上する場合は記載			
独自の賃金改 善の具体的な 取組内容	嘱託職員に対する住宅手当・扶養手当支給			
独自の賃金改 磨額の算定根 処	嘱託職員に対する住宅手当・扶養手当支給について 常勤の半額を支給			